

令和5年9月4日

### 熊本ブロックのタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和5年9月1日、熊本市の双葉タクシー有限会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、熊本ブロック（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書又は要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

#### 1. 要請者

事業者名：双葉タクシー有限会社

住 所：熊本県熊本市東区小峯4丁目4番60号

車両数：32両

#### 2. 運賃改定要請の概要（普通車要請分を抜粋）

##### 【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1. 3kmまで 730円	1. 3kmまで 630円

##### 【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	306mごとに 100円	301mごとに 80円

（※1）熊本ブロック（運賃が適用される地域）

熊本県全域

（※2）熊本ブロック 事業者数及び車両数（令和5年9月1日現在）

事業者数：139者

車両数：2,760両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527

